

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法に定められた規定により出席停止の措置を取ることになっています。

①医療機関を受診し、学校感染症と診断されたら速やかに担任まで連絡してください。

②この用紙を医療機関に持参し、下記証明書に記入をいただいてから学校へ提出してください。

担当医様

大阪産業大学附属高等学校
校長 平岡 伸一郎

「学校感染症登校許可証明書」記入のご依頼

学校感染症に罹患した生徒の診断内容について、ご記入くださいますようお願い申し上げます。

学校感染症登校許可証明書

年	組	番	名前	
---	---	---	----	--

下記疾患名の該当欄口に○をつけてください。

対象疾患(病名)	出席停止期間
◆第1種感染症	
疾患名【 】	・治癒するまで
◆第2種感染症	
インフルエンザ【 A型 ・ B型 】	・発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過しかつ、 解熱した後2日を経過するまで
麻しん	・解熱後3日を経過するまで
風しん	・発疹が消失するまで
水痘	・すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	・主要症状消退後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	・特有の咳が消失または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
結核	・医師に感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
◆第3種感染症	
流行性角結膜炎	・医師に感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸チフス	
パラチフス	
◆第3種その他の感染症	
※出席停止により感染拡大防止効果があるもの	
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)	・感受性のある抗生物質投与後24時間以上経過していること
感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなどによるもの)	・下痢(水様下痢、粘血便) 嘔吐から回復し、全身状態が良好で 脱水症状を認めないこと
急性細気管支炎	・重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良好であること
※個人の療養効果を重視した感染症	
マイコプラズマ感染症/異型肺炎	・著しい発熱や咳嗽がなく全身状態が良好であること
帯状疱疹	・疼痛が著しくなく、全身症状があっても軽微であるもの
手足口病	・著しい発熱がなく、摂取が可能で、全身状態が良好であること
※その他	
疾患名【 】	・医師に感染のおそれがないと認められるまで

上記生徒は、令和 年 月 日から療養の指示をしていましたが、他への感染のおそれがきわめて

少なくなりましたので、令和 年 月 日以降登校が可能であると判断しました。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

< 参 考 >

第1種感染症

- ◇エボラ出血熱
- ◇クリミア・コンゴ出血熱
- ◇南米出血熱
- ◇ペスト
- ◇マールブルグ病
- ◇ラッサ熱
- ◇急性灰白髄円(ポリオ)
- ◇ジフテリア
- ◇鳥インフルエンザ(H5N1)
- ◇重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)